## 多治見市土地開発基準等の一部改正について(パブリックコメント)

## 1 結論

令和7年4月に岐阜県宅地開発指導要領の改正や各課の基準の見直しに伴い、開発指導要綱、市 土地開発基準及び雨水流出抑制施設設置要綱を改正するもの。

## 2 改正の内容

- (1) 土地開発基準の改正について
  - ①岐阜県宅地開発指導要領の改正に伴い、排水施設に関する降雨強度を改正する。
  - ②「第2公共施設 1道路」の(5)注14を削除する。
  - ③各課意見
    - 1) 緑化公園課
    - ・「公園、広場及び緑地」の児童遊園等の誘致距離を80mから250mに緩和する。(庁議済)
    - ・児童遊園の誘致距離の緩和に伴い、(5)注3を削除する。
    - 2) 三の倉センター
    - ・「一般廃棄物及び資源集積施設」の戸建住宅に資源集積施設の設置を追加する。
    - 3) 道路河川課
    - ・「道路の構造」について市が発注する道路工事と同等レベルの基準にする。
    - ・「橋梁設計」を追加する。
- (2) 多治見市土地開発指導要綱の改正について
  - ①各課意見
    - 1) 道路河川課·緑化公園課
    - ・「別表 移管の内容」について道路や公園等の移管時期を短縮 改正前)検査済証交付後の1か年後又は2か年後再検査し、手直しのうえ市に移管する。 改正後)検査済証交付前に市に移管する。2年以内に発生した不良箇所は補修する。 (交通安全施設は検査済証交付前に市に移管する。2年以内の補修はなし。)
- (3) 多治見市雨水流出抑制施設設置要綱の改正について
  - ①第3条の対象面積について上限(10,000 m²未満)を撤廃する。

## 3. 今後のスケジュール

- R7. 11月 政策会議
- R7. 12月 改正案のパブリックコメント
- R8. 2月 公布・事業者への周知
- R8. 4月 施行